

第二部 各論編

1 留意事項

- (1) 各論編は、開示対象となる文書の種類ごとに類型化して具体的対応方針を示している（申出の内容ごとに類型化したものではない。）。
- (2) 各論編に掲載の各文書に示している「申出の内容の例」は、飽くまでその一例であり、「申出の内容の例」によつては、当該文書だけでなく、他の文書も開示対象となる例が含まれている。また、「申出の内容の例」に記載されていない申出の内容であつても、各論編に掲載されている文書が開示対象となる場合や各論編に掲載されている文書とそれ以外の文書が開示対象となる場合も考えられる。実際の開示申出の際には、申出の内容をよく踏まえて開示対象文書を特定するようにし、安易に各論編に掲載されている文書のみを開示対象として検討することがないように留意する（なお、開示対象文書の特定については、4頁総論編3参照。）。
- (3) 各論編に記載の「対応方針」及び「マスキング方法」は、総論編において示した不開示情報の考え方等を具体的な文書に記録されている情報についてあてはめた場合の例を示したものである（なお、マスキングするに当たっては、不開示情報を被覆するのに必要な範囲でマスキングする。）。

もっとも、同種の文書に記録された情報であつても、個々の文書の記載内容等によって対応は異なり得るので、ここで示したものは飽くまでも例であることに留意する。

2 【S S D B S, 司法統計年報】

1 申出の内容の例

- 昭和〇〇年から平成〇〇年までの間の〇〇地方裁判所が受けた〇〇請求事件の年度ごとの事件数

2 対応方針

(1) 裁判統計数値に関する情報を提供する方法

裁判統計数値に関する情報を提供する方法には、司法行政上の便宜供与として情報を提供する方法を探ることも考えられる。文書開示手続の方法と司法行政上の便宜供与の方法のいずれによるかは、情報の提供を求めようとする者の意思によることになる。

(2) 司法行政上の便宜供与を求める意思の確認

S S D B S から抽出可能な統計数値については、いずれの方法においても提供することが可能であるが、司法行政上の便宜供与であれば、適宜な方式で必要な情報を提供すれば足りるため、速やかに開示申出人が求める統計情報を提供できる。

また、司法統計年報は、(3)イのとおり、一般に販売されている出版物であることから、文書開示手続において、開示対象となる司法行政文書には該当しないと考えられるため、文書開示手続の対象外になるが、司法行政上の便宜供与であれば、該当部分の情報を提供することも可能になる。

そこで、開示申出人に、このような司法行政上の便宜供与のメリットを適宜の方法で説明し、開示申出人が司法行政上の便宜供与を求める場合には、司法行政上の便宜供与として統計数値を提供する。

なお、司法行政上の便宜供与で対応する場合には、開示申出人に開示申出の取下げを促すなど、申出の取下げ等の文書開示手続で必要な事務処理を失念しないように留意する。

(3) 文書開示手続を求められた場合の対応

ア S S D B S から抽出可能な統計数値について

開示の実施に当たっては、開示通知書を作成し、S S D B S で開示申出の内容に沿うよう条件設定して集計した統計数値を紙に印字し、それを閲覧又は謄写させる方法（取扱要綱記第10の1）、写しを交付する方法（ただし、開示する文書が15枚以下の場合（29頁総論編11参照）。）により開示することになる。

また、出力した統計数値に標題や注釈を付すなどして加工する場合は、開示に代わる情報の提供として対応することとなる。

なお、開示の実施に当たっては、特段不開示部分はないので、マスキングは不要である（※）。

イ 司法統計年報に掲載されている統計数値について

司法統計年報は、毎年法曹会から刊行されている出版物であり、情報公開法2条2項1号にいう「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」に該当し、開示対象となる司法行政文書とはならないと考えられる（3頁総論編2参照）。

なお、文書開示手続を求められた場合においても、場合によっては、不開示とした上で、司法行政上の便宜供与としての情報提供として該当部分の写しを交付する等の対応も考えられる。

※ S S D B S から抽出した数値であっても、その数値から事件や個人が特定されるおそれがある場合には、開示の当否を検討する必要があるので注意する（例：①刑事事件における被害者参加・刑事損害賠償命令に関する数値、②裁判員裁判に関する数値について、理由あり不選任決定がされた裁判員候補者の数、理由なし不選任決定がされた裁判員候補者の数、評議の合計時間、「解任された裁判員の数」及び「解任された補充裁判員の数」の解任理由ごとの数）。

※ S S D B S から抽出した情報に事件情報（事件番号、事件名、終局日、国選弁護人の有無など）が含まれる場合は、事件情報としての側面からも不開示情報の有無を検討する必要がある。

3 【事件記録等閲覧・謄写票（原符）】…民事事件、刑事事件

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○○○号事件に関して、民事事件記録が閲覧されたことが分かる文書一切
- ・ ○○地方裁判所平成○○年（わ）第○○○○号事件に関して、国選弁護人が刑事事件記録の閲覧謄写申請をした年月日、回数及び手数料について明らかになる文書一切

2 対応方針

閲覧・謄写票（原符）は、記録係と事件担当書記官との間で、閲覧等の申請がされた事件記録等の授受を明らかにするために作成され、そこには司法行政の目的も含まれることから、文書開示手続の対象となるが、事件記録等閲覧・謄写票は、事件記録に綴られる裁判事務に関する文書であるので、司法行政文書開示手続の対象外となる。

申出の内容に特定の個人が裁判事件記録を閲覧したかどうか分かる文書とある場合には、グローマー拒否（20頁総論編8参照）を検討する。

3 マスキング方法

(1) 開示部分における留意点

事件番号…申請人の氏名と一体となって個人識別情報となるものの、閲覧・謄写票（原符）に記載された事件番号は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（公表慣行のある情報）（法5条1号イ）として開示する。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 申請人氏名…個人識別情報（法5条1号）

申請人氏名が個人の氏名である場合、個人識別情報として法5条1号に規定する不開示情報に相当する。ただし、弁護人又は弁護士等の代理人が閲覧謄写申請をした場合については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる（法5条2号イ参照）。

イ 刑事事件記録等閲覧・謄写票（原符）の被告人等氏名…個人識別情報（法5条1号）又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
ウ 事件担当書記官受領印の印影…個人識別情報（法5条1号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、裁判所職員の印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙1及び2記載のとおり

4 【民事・行政第一審事件簿等】

事件簿は、特定の事件の受付・分配という事務処理に関して作成される文書であって、そこには司法行政の目的も含まれるから文書開示手続の対象となる。

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年（ワ）第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地裁と○○高裁との間で民事記録（平成○○年（ワ）第○○号）を授受した際に作成された司法行政文書一切
- ・ 平成○年○月から平成△年△月までの期間に、○○支部においてなされた裁判のうち上訴されたもの全てについて、事件番号、判決・決定・命令をした日及び判断結果が分かる書面
- ・ ○○高等裁判所平成○○年（ラ）第○○号事件の決定に関する司法行政文書の全て

2 対応方針

事件簿に記載されている情報は、いずれも、裁判所が特定の個人や法人に関して受付をした事件の処理状況を明らかにするものであり、特定の個人や法人に関する情報である。

個人が事件当事者として記載された事件簿については、事件ごとにその一覧の情報（記録の送付、返還及び保存に関する部分並びに裁判所職員の印影部分を除く。）全体が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）に相当する。そして、そのうち公表慣行のある情報（同号イ）に相当する情報（事件番号）については開示し、その余の部分についてはさらに部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討することとなる。

他方、法人その他の団体又は事業を営む個人が事件当事者の場合は、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に相当する情報となるかどうかを検討する。

なお、開示の実施に当たっては、該当部分が掲載されている頁（表、裏）のみを抽出して開示する方法が考えられる（8頁総論編5(2)参照）。また、特定の事件番号を指定しての申出であれば、当該事件の記載部分以外をホワイトマスキングした上で、当該事件に係る欄のみを開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）をする方法も考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 事件番号…事件当事者に個人が含まれる場合は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。事件当事者が法人のみの場合は、公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）ではないので開示する。
- イ 事件番号及び(2)で不開示とする項目以外の項目（※）…事件当事者に個人が含まれる場合は、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示し、事件当事者が法人のみの場合は、公にしても法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。

※ 特殊な事件名など、事件名から当事者の氏名・名称が推知されるおそれがある場合は、当該事件名を個人識別情報（法5条1号）又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）として不開示とすることも考えられる。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下の項目についてマスキングする。

- ア 当事者名…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- イ 民事・行政第一審事件簿における訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、取扱要綱記第3の2による部分開示が相当ではない情報又は法人の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- ウ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額、裁判所職員の印影）及び公にすると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称、訴訟の目的の価額、ちょう用印紙額）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を

開示しないこととした。」

4 マスキング例

- (1) 民事・行政第一審事件簿
別紙3記載のとおり

- (2) 民事・行政抗告事件簿
別紙4記載のとおり

- (3) 非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿
別紙5記載のとおり

5 民事裁判事務支援システムでの取扱い

平成20年2月5日付け最高裁総三第000023号総務局長通達「民事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」で、これまでの事件簿への登載に代えて、民事裁判事務支援システム（以下「システム」という。）のサーバーに事件簿への登載に代わる情報を記録させることになったことから、当該サーバーに記録された事件簿への登載に代わる情報が開示の対象となる場合の対応は、次のとおりとなる。

(1) 事件簿情報について

事件簿情報は、システムのプログラムにより抽出されるから、開示対象となる電磁的記録と言える（8頁総論編5参照）。事件簿情報は、画面出力されるものの、用紙に出力することはできず、開示の実施方法は、画面の閲覧によることになる。しかし、事件簿情報は、モニター画面上、情報全体が一つの画面では表示されず、事件簿情報全体を閲覧するためには画面をスクロールさせる必要がある。そうすると、ある画面で不開示情報をマスキングテープなどで被覆したとしても画面をスクロールすることにより不開示情報が明らかとなるから、電磁的被膜ができない以上は不開示情報を容易に除くことができないので、全体を不開示とすることになる。

このような場合に、いわゆるプリントスクリーン機能を利用して開示対象となる電磁的記録が画面出力されたモニター画面の画像データを用紙に出力し、情報提供する対応も考えられるが、プリントスクリーン機能の利用は、新たな文書を作成することにほかならず開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）を含め、文書開示手続における開示の実施方法には当たらない。

したがって、この機能を利用して情報提供するという対応は、文書開示手続とは離れた司法行政上の便宜供与としての対応であり、このように対応するの

は、例えば、対象となる情報が少なく、複数の画像を結合するなどのような特段の処理や加工を要することなく、容易に上記の不開示情報を除くことができる場合等に限られる。

もっとも、申出の内容から開示申出人が事件簿情報の開示に固執していると解されない場合は（あるいは必要に応じて申出人に対して補正を求めるなどして）、システムに備わったCSV出力機能を利用して用紙に出力することができる(2)の事件検索結果一覧を開示対象とすることが考えられる。

(2) 事件検索結果一覧について

事件検索結果一覧を開示対象とする場合は、事件検索画面で開示申出人が求める事項に適う項目を選択して出力したものを作成する。申出が従来の事件簿に記載された情報の開示を求める趣旨と解される場合は、「事件番号」「事件名」「受付年月日」「提起側」「相手側」「終局年月日」「終局結果」「部係」「印紙額」「関連事件」の出力項目を選択することとなる。

(3) 不開示部分及び不開示の理由

3(2)と同様に考えることとなる。

5 【刑事公判請求事件簿等】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成〇〇年（わ）第〇〇号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ 平成〇〇年から平成△△年の間の再審請求事件において、確定した刑事記録（○○地方裁判所平成〇〇年（わ）第〇〇号事件）を使用した際に作成された司法行政文書一切
- ・ 平成〇年〇月から平成△年△月までの期間に、〇〇支部においてなされた裁判のうち上訴されたもの全てについて、事件番号、判決・決定・命令をした日及び判断結果が分かる書面
- ・ ○○地方裁判所及び○○簡易裁判所の刑事公判請求事件簿で平成〇年〇月受付分
- ・ ○○高等裁判所の刑事抗告等事件簿で平成〇年〇月受付分
- ・ ○○地方裁判所平成〇〇年（む）第〇〇号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地方裁判所及び○○簡易裁判所の刑事等雑事件簿で平成〇年〇月受付分

2 対応方針

事件簿に記載されている情報は、いずれも特定の刑事事件について裁判所での当該事件の受付・分配の処理状況を明らかにするものであり、特定の被告人等に関する情報である。

被告人が個人の場合、民事・行政第一審事件簿等と同様に事件ごとにその一覧の情報（記録の送付、返還及び保存に関する部分並びに裁判所職員の印影部分を除く。）全体が一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（法5条1号）に相当する。そして、そのうち公表慣行のある情報（同号イ）に相当する情報（事件番号等）については開示し、その余の部分についてはさらに部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討することとなる。氏名等の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、個人の権利利益を害するおそれがない情報に当たるかどうかは慎重な検討が求められる。

被告人が法人の場合、事件簿に記載されている情報は、特定の法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（5条2号イ）に当たるかを事件簿に記載されている情報ごとに検討する。

なお、開示の実施に当たっては、該当部分が掲載されている頁（表、裏）のみ

を抽出して開示する方法が考えられる（8頁総論編5(2)参照）。また、特定の事件番号を指定しての申出であれば、当該事件の記載部分以外をホワイトマスキングした上で、当該事件に係る欄のみを開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）をする方法も考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 事件番号、被告事件名（刑事公判請求事件簿に記載の事件名に限る。）及び終局日（刑事公判請求事件簿に記載の第一審、控訴審、上告審の各終局日に限る。）…被告人等が個人の場合は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。被告人が法人の場合は、公にしても、法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。ただし、特殊な被告事件名など、それを公にすることによって被告人名が推知されるおそれがある場合は不開示とすることも考えられる。
- イ アで開示する事件番号、被告事件名及び終局日並びに(2)で不開示とする項目以外の項目…被告人等に個人が含まれる場合は、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示し、被告人が法人の場合は、公にしても法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。
- ウ 申立人等欄（刑事抗告等事件簿）又は請求者等欄（刑事等雑事件簿）に記載の者が弁護人、検察官の場合の弁護人氏名、検察官氏名（※1）

※1 申立人等が弁護人の場合、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる（法5条2号イ参照）。また、申立人等が検察官の場合、氏名は個人識別情報であるが、検察官が申立て等を行うことは、公務員の職務遂行に係る情報であり（法5条1号ハ）、検察官氏名は、公務員の職務遂行に関する情報として慣行として公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）に当たることから（11頁総論編6(2)ア参照），開示するのが相当である。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 次の情報は、被告人等が個人である場合は個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当しない。被告人等の氏名については個人識別部分であり、その他については公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報として取扱要綱記第3の2による部分開示ができず、不開示となる。また、被告人が法人である場合は、当該法人の正当な利益を害す

るおそれがある情報（法5条2号イ）として不開示となる。

(ア) 刑事公判請求事件簿、刑事控訴事件簿

- ① 被告人氏名・名称
- ② 控訴申立人の区別（検　被　弁）の記載 ※2
- ③ 上告申立人の区別（検　被　弁）の記載 ※2
- ④ 「勾　別　求　保　宅　放　刑」の身柄の状況の記載
- ⑤ 第一審結果
- ⑥ 控訴審結果
- ⑦ 上告審結果
- ⑧ 異議を申し立てた旨の記載、異議申立終局結果
- ⑨ 身柄に関する情報（勾留場所、逮捕状・勾留状の受領など）

※2 控訴申立人や上告申立人の区別の種類が開示されると、裁判結果が推認されるおそれがあることから不開示とすることが相当である。

(イ) 刑事抗告等事件簿…ただし、記録符号「く」のうち、原審事件番号記録符号が「る」「む」「少」

- ① 被告人氏名、少年氏名、被疑者氏名
- ② 事件名
- ③ 原審終局結果 ※3
- ④ 抗告審終局結果
- ⑤ 特別抗告審終局結果
- ⑥ 身柄に関する情報（保釈保証金額、身柄引受書添付の記載など）

※3 原審終局結果欄に、「保釈請求却下」など具体的結果内容が記載されている場合は、マスキングをする。別紙7マスキング例では、原審終局結果欄に具体的結果内容は記載されておらず、形式的事項である裁判所内部の事務処理（決定、申立、意見）に関する日付のみの記載であり、個人の権利利益を害するおそれもないことから部分開示により開示している。

(ウ) 刑事等雑事件簿…ただし、記録符号「る」「む」「て」のもの

- ① 被告人氏名、少年氏名、被疑者氏名、対象者氏名
- ② 事件名
- ③ 原審終局結果
- ④ 不服申立人の区別（検　被　弁）の記載

- ⑤ 準抗告終局結果
- ⑥ 異議申立終局結果
- ⑦ 上訴審終局結果
- ⑧ 身柄に関する情報（保釈保証金額、身柄引受書添付の記載など）

イ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）であって、同号ただし書イ、ロ、ハに相当せず、個人識別部分であるから取扱要綱記第3の2による部分開示ができない情報

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 被告人等が個人の場合

「個人識別情報（被告人氏名、裁判結果等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 被告人が法人の場合

「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（被告人の名称、裁判結果等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

(1) 刑事公判請求事件簿

別紙6記載のとおり

(2) 刑事抗告等事件簿

別紙7記載のとおり

(3) 刑事等雑事件簿

別紙8記載のとおり

6 【捜査記録等返還書、受領書】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所平成○○年(つ) 第○○号事件に関して作成された司法行政文書一切
- ・ ○○地方裁判所平成○○年(〇) 第○○号事件について、検察庁との間で文書の授受があった際に作成した司法行政文書一切

2 対応方針

刑事事件の審理に当たり必要な資料を検察庁等外部機関から取り寄せ、返還した際に作成される文書であり、当該資料の授受関係を明らかにするという司法行政事務の目的も含まれることから、文書開示手続の対象となる。

記載情報のマスキングに当たっては、個人識別情報のうち法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する部分を開示し、さらに部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討する。部分開示における被告人や被疑者の権利利益を害するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、刑事公判請求事件簿等のマスキング方針と同様に慎重な検討が必要である。

なお、マスキング例に示した文書は、その一部又は全部が検察庁所属職員作成に係るものであるから、開示に先立ち、第三者に対する意見聴取（27頁総論編10参照）の要否を検討する必要がある。

3 マスキング方法

(1) 開示部分における留意点

- ア 事件番号…個人識別情報であるが、法5条1号イにより開示する。
- イ 事件名（マスキング例では、「付審判請求」）…事件種別が事件名である場合、罪名が事件名である場合と異なり、事件種別自体は個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たらないため、部分開示により開示する（※）。
- ウ 裁判所書記官名及び職印の印影…慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。

※ 起訴前の罪名については、公表慣行のある情報（法5条1号イ）とは解されない。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 以下の情報は、事件番号や事件名とともに一体として個人識別情報となり、

法5条1号イ、ロ、ハに相当する事情もなく、部分開示もできない情報として不開示とする情報である。

- (ア) 被疑者氏名
- (イ) 被疑者以外の他の被疑者数
- (ウ) 罪名

イ 検察事務官名及び印影…公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（被疑者名、罪名等）及び公にすると公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（検察事務官の氏名及び印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第4号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙9及び10記載のとおり

7 【開廷表（民事）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月〇日の〇〇地方裁判所第〇号法廷開廷表
- 平成28年(ワ)第〇〇号事件の期日が開かれた日が分かる文書

2 対応方針

開廷表には、個人の氏名や法人等の名称が記載されることから、個人識別情報（法5条1号）や法人等の正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）の範囲を検討する必要がある。

なお、開廷表の開示申出があった場合に、開示申出人が開廷日に法廷等に掲示した開廷表を特定して申出をしたと解されないときは、民事裁判事務支援システム（MINTAS）等から出力される開廷表も開示対象文書になる。また、開廷状況が分かる文書の開示申出については、MINTASから出力される期日指定状況一覧表を対象とすることも考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開廷表における開示・不開示の箇所は、以下の一覧のとおりである。

項目	情報の内容（例）	開示・不開示	開示・不開示の理由
開廷場所	第〇号法廷（〇階）	開示	③
開廷日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇曜日	開示	③
開始/終了/ 予定欄	10:00/10:15/弁論	開示	③
事件番号 / 事件名欄	事件番号 事件名	開示 開示 ※1	① ③
当事者欄	個人の氏名	不開示	法5条1号に相当
	法人等の名称	不開示	法5条2号イに相当
	破産者〇〇破産管財人〇 〇〇 ※2	不開示	法5条2号イに相当
	国、独立行政法人等、地方 公共団体、地方独立行政法 人	開示	④
	当事者名の後ろの「外」の 表示 ※3	開示	③

代理人欄	訴訟代理人である弁護士や司法書士の氏名	開示	⑤
	指定代理人の氏名	開示	⑥
	支配人の氏名	不開示 ※4	法5条2号イ
	上記以外の代理人の氏名	不開示	法5条1号
担当欄	担当係	開示	③
	裁判官の官名・氏名	開示	②
	書記官の官名・氏名	開示	②

<開示する理由について>

- ① 当事者が個人の場合は、氏名と一体となって個人識別情報となるものの、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。
また、当事者が法人等の場合は、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。
- ② 個人識別情報であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する。
- ③ 当事者が個人の場合は、氏名と一体となって個人識別情報となるものの、部分開示（取扱要綱記第3の2）により開示する。
また、当事者が法人等の場合は、公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報ではないので開示する。
- ④ 訴訟当事者である国の機関等の名称は、公にすることにより、国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）とは考えられないでの、原則として開示する。
- ⑤ 弁護士や司法書士の氏名が訴訟代理人として記載されている場合は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号イ）であるから、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り、原則として開示する。
- ⑥ 指定代理人の氏名は、職務遂行に係る公務員の氏名であるから、原則として慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）

※1 特殊な事件名など、事件名から当事者の氏名・名称が推知されるおそれがある場合は、個人識別情報又は公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とすることが考えられる。

※2 破産管財人が行う破産財団に関する訴えは、破産管財人の管財業務に関する情報であって、公にすることにより破産管財人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たる。また、「破産者〇〇破産

「管財人〇〇〇」全体が当事者の表示であることから、その全体をマスキングする。

※3 「外〇名」のように具体的な人数が記載されている場合は、その人数等によって事件が特定されることにより、当事者の氏名・名称が推知されるおそれがあるので、数字部分（「外〇名」のうち「〇」部分）を個人識別情報又は公にすることにより、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報として不開示とする。

※4 法人の名称を不開示とする場合に、代理人支配人の氏名を公にすることにより、商業登記簿等から法人の名称が推知される可能性があるため、当該氏名を不開示とする。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人等の名称）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙11記載のとおり

8 【配席図・職員配置図】

1 申出の内容の例

- 裁判官、書記官、事務官などの所属ごとの氏名と座席表
- 裁判所○○訟廷事務室の配席の分かるもの

2 対応方針

配席図・職員配置図については、警備上の問題等の観点から支障がないかを各庁舎の具体的な警備状況等を踏まえて考慮し、マスキングの範囲を検討する必要がある（※1、2）。

下級裁判所における方針としては、来庁者が自由に出入りすることができる部屋（訟廷事務室、書記官室、家庭裁判所調査官室等）については開示し、当事者が自由に入りきれない部屋 [REDACTED] については、公にすると庁舎管理上の問題や警備上の問題等が生じるおそれがあるため、庁舎管理上や警備上の事務支障（法5条6号）により、その位置関係も含めてマスキングを検討することとなる。

また、警備上配慮を要する備品や設備 [REDACTED] も、警備上の事務支障（法5条6号）により、マスキングするのが相当と考えられる。

※1 警備事務支障を考えるに当たって考慮する要素としては、入構制限等の警備状況のほか、案内図等の他の方法による執務室の特定の可否、業務内容を含む施設の特性、該当する執務室が加害行為等の対象となる可能性、特定の執務室の位置が開示された場合に以後の警備体制に与える影響等が考えられる。下級裁判所においては、当事者が入構してしまえば、庁舎内を自由に往来が可能であるため、通常自由に入りきれない部屋や設備については、原則として不開示とすることになる。

※2 配席図や職員配置図に類するものとして、庁舎における執務室の位置関係等が分かる平面図や見取図等の図面が開示対象となることもある。

庁舎平面図や見取図についても、開示に当たっての対応方針は、配席図・職員配置図と異なるところはない。ただし、庁舎平面図や見取図には、[REDACTED] が記載されている場合も多く、これらは、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報（法5条4号）及び庁舎管理上や警備上の事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）として、その位置関係も含めて（したがって、[REDACTED]）マスキングを検討することとなる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 表題部分（例 ○○部座席配置図）
- イ 職員氏名…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。
- ウ 官職名（書記官、事務官、○○係長、訟廷管理官、課長等）…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する。
- エ 代表電話番号…対外的に公表されている電話番号であり、公にしても裁判所の事務支障はないので開示する。
- オ 内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号で、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表しているもの
- カ ロッカー、パソコン、テーブル等の備品
- キ 職員専用出入口…来庁者から容易に認識できる場合（一般来庁者が通行可能な廊下に面しているなど）は、警備上の事務支障はないと考えられる。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 来庁者が自由に出入りできない部屋及び部屋の名称
…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
(法5条6号)
- イ 警備上配慮が必要な備品や設備
…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
- ウ …個人識別情報（法5条1号）。
- エ ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表されていない内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当し、不開示となる。ただし、内線番号等の「内線、TEL、FAX」の部分は、開示する。
なお、職員個人ごとに割り当てられている内線番号等については、職員氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）にも相当すると考えられるから、この場合、重畠的に個人識別情報と事務支障情報として不開示となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、

これらの情報が記載された部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙12記載のとおり

9 【職員配置表】

1 申出の内容の例

- ・ ○○裁判所職員配置表
- ・ ○○裁判所の職員の名前が分かる文書
- ・ ○○裁判所に所属する職員及びその肩書が分かる文書

2 対応方針

職員配置表は、各職員の所属、氏名、官職等の個人識別情報（法5条1号）が集合したものであり、職務遂行情報（同号ハ）には相当しないが、公表慣行のある情報（同号イ）として開示対象となる。開示に当たっては、それぞれの情報に公表慣行があるか、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすか（同条6号）という観点からマスキングの要否を検討する必要がある。

職員の氏名とともに記載されている所属や官職等の情報は、職員ごとに氏名と一緒にとなって個人識別情報となるが、裁判所における職員配置表では、職員の配置に関する情報には公表慣行があると考えられる。

また、職員配置表には、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表していない内線番号や電話番号等が記載されている場合があるが、これらの番号は公にすると裁判所の事務に支障が及ぶおそれがある情報に当たると考えられる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

- ア 表題部分（例 ○○裁判所職員配置表）
- イ 以下の情報は、職員氏名と一緒に個人識別情報となるものの、公表慣行のある情報として開示する（11頁総論編6(2)ア）。
 - (ア) 所属（総研入所中の表示や在外研究の表示も含む。）
 - (イ) 職員氏名 [REDACTED]
 - (ウ) 官職名（書記官、事務官、○○係長、訟廷管理官、課長等）
 - (エ) 内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号で、ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表しているもの
 - (オ) セクハラ相談員の表示
 - (カ) 裁判官の期別の表示
- ウ 代表電話番号…対外的に公表されている電話番号であり、公にしても裁判所の事務支障はないので、開示する。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 特定の部署に配置されている職員の以下の情報は、その氏名と一体となって個人識別情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する情報に該当せず、個人識別部分である氏名が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）をすることができないため、不開示となる。

- (ア) [REDACTED]
- (イ) [REDACTED]
- (ウ) [REDACTED]

イ ホームページ、官報、公告書面等で対外的に公表されていない内線番号、直通の電話番号、ファクシミリ番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当し、不開示となる。ただし、内線番号等の「内線、Tel、FAX」の部分は、開示する。

なお、職員個人ごとに割り当てられている内線番号等については、職員氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）にも相当すると考えられるから、この場合、重畳的に個人識別情報と事務支障情報として不開示となる。

ウ 配置部署とは別に職員配置表の枠外等に記載されている [REDACTED]

[REDACTED] の職員については、[REDACTED] の表示、官職、氏名が一体となって個人識別情報であり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する情報に該当せず、部分開示も不相当であるから氏名も含めその全体が不開示となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報及び公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号、内線番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙13記載のとおり

10 【法曹会職員録】

1 申出の内容の例

- ・ 法曹会職員録（〇〇地方裁判所）
- ・ 平成〇〇年から同△△年までの〇〇地裁の裁判官、書記官の在籍名簿

2 対応方針

法曹会職員録は、法曹会会員のみに販売され法2条2号にいう不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものではないことから、司法行政文書に該当すると考えられる（3頁総論編2参照）。

また、同職員録は、1冊全体が一文書であると考えられることから、申出が「〇〇地方裁判所」と限定されている場合、該当箇所を抜粋したものを開示に代わる情報の提供（30頁総論編12）をする方が申出人の目的に沿うものと言えよう。

なお、法曹会職員録に記載されている職員の氏名、住所及び電話番号は、一体として個人識別情報（法5条1号）となるが、職員の住所及び電話番号欄に、所属府の所在地及び代表電話番号が掲載されている場合、当該住所及び電話番号は、公表慣行のある情報（同号ただし書イ）として開示するものと考えられる。

おって、法曹会職員録を特定した開示申出ではなく、一般に職員名簿、職員一覧等の開示を求められた場合には、申出の内容に応じて各庁で作成している職員配置表を開示することが相当な場合もあると考えられる。

3 マスキング部分

ア 対外的に公表されていない電話番号等…個人識別情報（法5条1号）及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）

イ 職員個人の住所及び電話番号（所属府の住所及び代表電話番号を掲載している場合を除く）…個人識別情報（法5条1号）

4 司法行政文書の開示についての通知書の記載例

別紙14記載のとおり

5 提供する文書の形式及びマスキング例

別紙15記載のとおり

1.1 【出勤簿】

1 申出の内容の例

平成〇〇年の職員〇〇〇〇の出勤簿

2 対応方針

出勤簿は、全体が特定の職員の個人識別情報（法5条1号）であって、その中に公務員の職務遂行に関する情報（同号ハ）が含まれていると考えられるため、不開示部分について丁寧な検討が必要である。

裁判官について申出がされた場合、裁判官休暇管理簿が作成されていることもあるが、これは裁判官の休暇を管理するものである（出勤を管理するものではない）から、裁判官休暇管理簿が開示対象となるかは、申出の内容を踏まえて検討することになる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

「」、「出張」の表示

法5条1号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に相当し、開示する。

なお、当該部分を開示することで、それ以外の日に、一日又は一定の時間、公務に従事しなかったことが明らかになるが、公務に従事しなかった具体的理由まで明らかになるものではないことから、私事に関する情報を開示することにはならない。

※ 異動があった職員については、異動の前後で出勤簿に出勤等の記入がない箇所が生じるが、当該箇所は開示する。ただし、備考欄等に引き継がれる休暇残日数が記載されている場合は、(2)と同様に個人識別情報として不開示とすることが相当である。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 「ネ」、「ヒ」、「ト」、「フ」等の表示及び集計欄

職員の休暇の種別、その原因ないし内容や取得状況を示す情報であり、これら情報は各職員の健康や生活の方針、態度に関わるなど各職員の私生活の内容に関わるものであり、法5条1号ただし書ハに相当するとは認められず、同号ただし書イ及びロに相当する事情も認められない。

また、集計欄中の「年次休暇」欄、「年次累計」欄、「病気休暇」欄以外の空欄部分は、職員によって使用の有無が異なるが、当該部分が不開示とな

っている職員については、「年次休暇」、「病気休暇」以外の休暇等を取得しているという私的な事情が明らかになるため、全ての職員について当該空欄部分は見出し部分も含めて個人識別情報として不開示とするのが相当である。

イ 備考欄

休暇の種別以外の情報がある場合には、別途検討が必要となる。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分及びその理由」の記載例

「個人識別情報（休暇に関する情報）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙16記載のとおり

なお、11月26日に申出がされた場合を想定している。

12 【旅費請求書（職員に係るもの）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年度の職員の出張に係る旅費の請求書

2 対応方針

旅費請求書は、全体が職員の旅費請求に係る個人識別情報（法5条1号）であり、このうち同号ただし書各号に相当する部分を開示することとなる。

氏名、官職等は、原則として、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）として開示し、その他旅費請求に係る職務遂行情報（同号ハ）についても開示することとなる。また、請求者が裁判官その他の職員でなく、調停委員等の非常勤職員である場合や、各種委員会の委員である場合には、その職務内容をふまえて個別に不開示部分を検討する必要があるので注意が必要である（司法修習生については、63頁各論編13【旅行命令簿】参照）。

申出の内容が「旅費関係書類」「旅費の支出に関する書類」などと記載され、支出決定決議書その他の文書も求められている場合もあるので、必要に応じて補正を促すなどし、正しく文書が特定されるようにする。

なお、様式や記載事項は府ごとに少しずつ異なっている実態があるので、不開示部分については3(2)の例示にかかわらず、個別具体的に検討する。

3 マスキング方法

(1) 開示部分における留意点

ア 支出官等及び請求者の所属、官職、氏名…「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）として開示する（11頁総論編6(2)ア参照）。

イ 出発地、到着地、宿泊地のうち(2)により不開示にしない部分…旅費請求に係る職務遂行情報（法5条1号ハ）として開示する（13頁総論編6(2)イ参照）。

ウ 精算額、運賃、日当等の金額及び旅程…旅費請求に係る職務遂行情報（法5条1号ハ）として開示する（13頁総論編6(2)イ参照）。

※ 地域によっては、市町村名と開示される情報（裁判所名等）を照合することにより、事件や事件当事者の特定につながるおそれがあり、そのような場合には、その特性に応じてマスキングの要否を検討する。

(2) 不開示部分及び不開示の理由（いずれも個人識別情報【法5条1号】）

ア 職務の級（判事における「指定職相当」を除く。）

※ 指定職の記載については、昭和61年9月12日付け事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記1(1)、別表第1により、判事の職務の級は一律「指定職」と定められているため、判事という官職を明らかにしている以上、職務の級を不開示とする必要がない。

イ 裁判所職員の印影

ウ 事件出張（証拠調べ、進行協議、現地調査など具体的な事件処理のための出張）の場合以下の項目…事件や事件当事者の特定につながるおそれがある。単なる裁判事務のための出張（事務連絡、記録送付等）や司法行政事務調査にとどまる場合には、特段配慮すべき個人情報はないと思われ、マスキングは不要と考えられる。

(ア) 備考欄等に記載された事件当事者の特定につながる事件出張先住所

(イ) 事件番号

エ 職員が自宅から旅行を開始した場合（又は用務終了後自宅に直接帰宅した場合）以下の項目

(ア) 出発地・到着地欄に記載された自宅が所在する地名

※ 「自宅が所在する地名」は、氏名と併せて個人識別情報に相当するが、旅費請求書記載の職員氏名は、原則として法5条1号イにより開示することとなり、特定の個人を識別することができることとなる記述等（個人識別部分）である氏名が開示されている以上、「自宅が所在する地名」を部分開示（取扱要綱記第3の2）することができず、不開示となる。

ただし、例外的に氏名を不開示とした場合に、「自宅が所在する地名」のみでは個人を特定できないときは、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと判断できるため、取扱要綱記第3の2により、当該情報を部分開示することとなる。

(イ) 備考欄等に記載された職員の自宅住所

オ その他備考欄等に記載された用務で、個人に関する情報（用務として記載された「永年勤続表彰」のような記載等）

（参考）

旅程表が対象文書となる場合、旅程表の次の情報は、職員の個人識別情報（法5条1号）として不開示となる。

- ① 「定期券利用」のチェック欄、定期券所持の有無の記載（「定期券所持区間」、「通勤定期券を使用」等）及び定期券の区間
- ② 「私事旅行を含む」のチェック欄
- ③ 職員が自宅から旅行を開始した場合（又は用務終了後自宅に直接帰

宅した場合) の職員の自宅最寄りの出発地(到着地)と用務先の最寄りの鉄道の駅との間の経路に関する次の情報

- ・ 出発時刻、到着時刻
- ・ 出発地欄、到着地欄の駅名、地名(用務先の最寄りの鉄道の駅名を除く。)
- ・ 経路欄の交通種別
- ・ その他不開示とした経路を推認させる情報(運賃等)

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報(職務の級、裁判所職員の印影、到着地等)が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙17記載のとおり

なお、マスキング例は、事件出張において勤務庁から出発し、自宅へ直接帰宅した場合を想定している。

13 【旅行命令簿】

1 申出の内容の例

- 裁判官〇〇〇〇〇の旅行命令簿

2 対応方針

旅行命令簿は、特定の職員等の旅行に係る情報が記載されており、全体が氏名と一緒に個人識別情報（法5条1号）となるが、職員の旅行に係る情報の中には、公務員の職務遂行の内容に係る情報が含まれていると考えられる。基本的な考え方は以下のとおりであるが、その他、用務先や実質的な用務内容によっては、人事管理その他の事務支障（法5条6号ニ等）に当たることを踏まえ個別の検討を行う必要がある。また、旅行者が裁判官その他の職員でなく、調停委員等の非常勤職員である場合や、各種委員会の委員である場合にも、その特性に応じた検討が必要である。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

職員の旅行命令簿における以下の各欄に記載の情報は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示する。

- ア 所属部局課
- イ 官職
- ウ 氏名
- エ 発令年月日
- オ 用務及び用務先 ((2)で不開示とする情報を除く。)
- カ 旅行期間
- キ 概算払
- ク 精算払

(2) 不開示部分及び不開示の理由（いずれも個人識別情報（法5条1号））

- ア 旅行者の住所
- イ 職務の級（判事における「指定職相当」を除く。）
※ 指定職の記載については、昭和61年9月12日付け事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記1(1)、別表第1により、判事の職務の級は一律「指定職」と定められているため、判事という官職を明らかにしている以上、職務の級を不開示とする必要がない。
- ウ 裁判所職員の印影

エ 口座情報（事務の便宜のため記載されている場合）
オ 旅行者の最寄り駅（メモ書きされている場合）
※ 60頁各論編12【旅費請求書（職員に係るもの）】参照
カ 事件番号
キ 用務先に記載された個人の住所
ク 事件当事者の特定につながる地名、用務先及び最寄り駅等の記載
ケ 司法修習生については、住所、印影に加えて氏名も個人識別情報（法5条1号）として不開示とするのが相当である。その他、調停委員等の非常勤職員、各種委員会の委員等の場合は、その特性に応じた検討が必要となろう。

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（住所、職務の級、裁判所職員の印影等）が記載されており、これら情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙18記載のとおり

14 【支出決定決議書（支出負担行為即支出決定決議書）】

1 申出の内容の例

- ・ ○○制度に関して宣伝広告推進に関する支出が分かる文書

2 対応方針

「○○の支出が分かる文書」という開示申出に対しては、支出決定決議書（支出負担行為即支出決定決議書を含む。以下同じ。）を開示するという対応が考えられるが、支出決定決議書に添付される請求書等を併せて開示したり、むしろ請求書等のみを開示するのが相当な場合もある。差し支えのない範囲で開示申出人の意向を確認したり補正を求めるなどして、申出の趣旨、内容を的確に把握すべきである。

本項では支出決定決議書を開示する場合の不開示部分を検討するが、債主が個人か法人（事業を営む個人を含む）かにより、不開示部分が異なることに留意する。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- イ 債主が法人又は事業を営む個人の場合における口座情報（預貯金種別を含む。）…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
 - ウ 債主が個人の場合における以下の項目…個人識別情報（法5条1号）
 - (ア) 口座情報（預貯金種別を含む。）
 - (イ) 債主の氏名又は名称欄に記載された氏名、債主コード等
ただし、債主が職員である場合、職員氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報（法5条1号イ）に当たることから（11頁総論編6(2)ア参照），開示する。
 - (ウ) 住所欄に記載された住所
 - エ その他、摘要欄等に記載される以下のような項目
 - (ア) 裁判所が業務で使用し公開していない電話番号…事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
 - (イ) 官用車の車両番号…公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）かつ警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）
 - (ウ) 事件番号…個人識別情報（法5条1号）又は法人等の権利、競争上の地

位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 債主が法人又は事業を営む個人の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影），公にすることにより法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（口座情報等），公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第2号イ，第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 債主が個人の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影，住所，氏名等），公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）及び警備上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（車両番号）が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第1号，第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙19記載のとおり

15【報酬請求書（刑事事件の鑑定人・通訳人）】

1 申出の内容の例

- ・ 平成〇〇年〇月から〇月までの諸謝金の執行内訳が分かる文書
- ・ 平成〇〇年（わ）第〇〇号事件について通訳人に支払った金額が分かる文書

2 対応方針

上記1のような申出の場合、各種報酬請求書が対象文書として考えられる。

各種報酬の執行は、鑑定人等から提出される事件に関する請求書のほか、裁判所が支出書を作成し報酬を支払うカウンセリング謝金、セミナー等の講師謝金及び各種会議の外部出席者に対する出席謝金などの司法行政に関するものがあり、その範囲は多岐にわたっていることから、開示申出人に、対象文書をある程度特定してもらうよう促して、より開示申出人の真意に沿った対応を行うようになるのが相当である（諸謝金ではなく委員手当〔各種委員会の委員に対して支給するもの〕を求める申出である場合もある。）。本例では、主に標題の2類型の文書が対象文書として特定された場合を検討する（なお、講師謝金等に関する考え方については、後記（参考）参照）。

不開示部分として考えられるのは、一般的には、事件情報が事件当事者の個人識別情報（法5条1号）となること、請求者情報が個人識別情報となること等である。

ただし、請求者が法人又は弁護士等の事業を営む個人である場合（以下「法人等」という。）で、その事業に関して請求書が作成されている場合、その請求者情報は個人識別情報ではなく「法人又は事業を営む個人」に関する情報となり、法5条2号により開示の当否を検討することになるので注意する。

※ なお、請求者が事業を営む個人であるかについては、氏名、住所及び振込口座名等から個別に判断することとなるが、それらの記載のみでは明らかでない場合には、事件部等の担当者に確認したり、同担当者を通じて請求者に確認することも考えられる。

3 マスキング方法

（1）不開示部分及び不開示の理由

- ア 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- イ 請求者が個人である場合、氏名・住所・印影…個人識別情報（法5条1号）
- ウ 請求者が法人等の場合の印影…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

法人等の印影については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号）に相当するものであって、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的な機能を有し、これをそのまま公にすると、偽造悪用され、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

なお、弁護士の氏名・住所等は「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（法5条2号）に相当し、公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるなどの事由がない限り開示することとなる。

- エ 事件番号…個人識別情報（法5条1号）（※）又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）
- オ 事件名…個人識別情報（法5条1号）
- カ 被告人氏名、少年氏名…個人識別情報（法5条1号）
なお、「被告人」「に対する」という表記は開示する。
- キ 口座情報…請求者が個人の場合は個人識別情報（法5条1号）、法人等の場合は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

※ 当該事件で鑑定等が行われたという機微な情報と共に記載された事件番号であり、当該事件番号には公表慣行（法5条1号イ）は認められないで不開示となる。

（2）開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 請求者が個人の場合

「個人識別情報（住所、氏名、請求者の印影、裁判所職員の印影、事件番号等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 請求者が法人等の場合

「個人識別情報（裁判所職員の印影、事件番号、被告人氏名等）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（請求者の印影、口座情報等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙20記載のとおり

(参考) 講師謝金等について

請求者が個人である場合、支給額は氏名と併せて個人識別情報（法5条1号）に当たるため、両者とも不開示とするのが基本となるが、氏名を不開示することにより、支給額を開示しても個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合は、取扱要綱記第3の2により支給額を部分開示することとなる。個人の権利利益を害するおそれの有無については、個別に検討することとなる。

請求者が当該セミナーの講師として出席したことがホームページに掲載されているような場合や、各種委員会の委員等、非常勤職員の職務遂行情報に当たる場合は、当該請求者の氏名は、法5条1号イにより、開示することとなる。その場合、支給額は、上記のとおり個人識別情報であり、個人識別部分である氏名が開示されていることから部分開示できず（14頁総論編6の脚注10参照），不開示となる。

16 【請求書、契約書】

1 申出の内容の例

- ・傍聴人の抽選で使用するリストバンドの単価が分かる文書

2 対応方針

支払いの前提となる請求書は、業者により様々な形態である。ここでは一般的な請求書（契約に基づく支払いのもの）を例に通常問題となる不開示部分を検討するが、実際の対応に当たっては、記載事項をよく吟味する必要がある。

なお、契約書については、次の3(1)の情報が不開示となるほか、事務支障（法5条6号）の観点からも不開示部分を検討する。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

ア 社印、代表者印の印影…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）。

印影については、「法人その他の団体に関する情報」（法5条2号）に相当するものの、その印影は、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的な機能を有するものであり、これをそのまま公にすると、偽造悪用され、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

イ 業者の事務担当者（代表者その他商業登記簿に現に登載されている者以外の社員等）の氏名、印影…個人識別情報（法5条1号）

ウ 口座情報…法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）

※ その他商品名や仕様によっては、法5条6号の事務支障情報に当たる場合もあり得るので注意する。例えば、傍聴券に代わる手段としてリストバンドを購入した事例において、リストバンドの商品名や仕様が詳細に請求書に記載されている場合には、今後の抽選業務に支障が生じる危険性を考慮して、不開示とする必要性を検討すべきである。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名、担当者の印影）及び公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（社印及び代表者の印影、口座情報）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第2号イに定める不開示情報に相当することから、これらの情

報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙21記載のとおり

17 【入札経過調書、開札経過調書（物品・役務調達）】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月の〇〇〇の製造に関する入札に関する書類

2 対応方針

入札経過調書や開札経過調書とともに、入札書も存在するところだが、入札経過調書や開札経過調書を開示することでほとんどの情報が開示できることから、特に明示してこれらが求められない限り入札経過調書や開札経過調書を開示する例が多いと思われる。

入札経過調書や開札経過調書の様式は各庁でまちまちであり、ここでは一般的に入札経過調書や開札経過調書の記載項目について検討する。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

契約（案件）名、入札日時、場所、入札参加業者名及び入札金額、落札金額、落札・不落札判定、入札立会者（職員）及び作成者等については、原則として不開示部分はない。

(2) 不開示部分及び不開示の理由

ア 裁判所の予定価格、調査基準価格、予定価格との差額（※）、落札率…契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（法5条6号ロ）。

ただし、以下に該当する場合には、不開示にする理由はない。

（ア）予定価格を公表している場合

（イ）予定価格を公表していない場合でも他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるとき又は契約事務に支障を生じるおそれがないと認められるとき

※ 「落札者の入札金額と予定価格との差額」が記載されているような場合には、これも不開示とする。

イ 入札立会者（入札参加者側）の氏名…個人識別情報（法5条1号）

ウ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

ア 「国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報（裁

判所の予定価格）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

イ 「個人識別情報（氏名、裁判所職員の印影）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙2 2記載のとおり

1.8 【営繕工事における予定価格の積算資料】

1 申出の内容の例

○○地家簡裁序新営建築工事における積算資料（工事費内訳書、別紙明細書、代価表、メーカー見積り比較表、メーカー見積書、単価表、共通費計算書）

- ※ 建築のほか、電気、機械等の設備工事や耐震改修工事などの営繕工事に関するもの
- ※ 申出書において予定価格算定の根拠となる文書を意味するものを含む。
- ※ 工事費内訳書については、予定価格内訳書と表記する場合もある。

2 対応方針

近時、建設業界における受注競争の激化に伴い、公共工事の調達関連情報の開示請求を積極的に行う企業が増加している。今後も工事規模の大小にかかわらず、開示請求が増加することが予想されるため、一定の対応方針を定めることとした。

営繕工事における積算資料に該当する文書は、以下のものがあり、それぞれ検討する。

(1) 工事費内訳書

工事費内訳書のうち、別紙明細部分を含まない工事費内訳書を開示したとしても、今後の入札手続における予定価格を事前に推認される恐れはなく、開示することが相当である。

(2) 工事費内訳書の別紙明細部分

工事費内訳書のうち、別紙明細部分は、工事費内訳書で単価が「一式いくら」とされているものに関し、その内訳が記載されているものであり、基本的には工事費内訳書と同種の書面であるため、これも開示することが相当である。

(3) 代価表

代価表は、単価の資料となるものが定型的に存在しない場合（特殊な材料、工事工程等）に、
個々の工事項目に引用するために作成するものである。代価表の様式にメーカー名や製品名などを特定する記載がある場合には、これを開示することによって、将来的に他の工事で裁判所の予定価格が高い精度で推定される事態になることや、工事以外の局面で業者から見積書を徴集する場合に_{を意識した見積書が提出され、正確な予定価格の算定を阻害するような事態が想定されることから、これに相当する情報は、法5条6号ロの事務支障情報として不開示とすることが相当である。}

(4) メーカー見積り比較表、メーカー見積書及び単価表

メーカー見積り比較表は、前記の代価表と同様に単価の資料となるものが定型的に存在しない場合に、[REDACTED]

[REDACTED] が公表された場合、前記代価表と同じく法5条6号の事務支障情報に相当する部分は、不開示とすることが相当である。

また、前記見積り比較表の前提となるメーカー見積書及び単価表についても、一見すると何ら開示に支障のない見積書や単価表とも見えるが、これを開示することは、工事費内訳書と比較することにより、いわばモザイク・アプローチの方法によりいくつかの開示文書を総合すれば[REDACTED]

[REDACTED] これも法5条6号の事務支障に相当することから、該当部分を不開示とすることが相当である。

(5) 共通費計算書

共通費計算書については、共通費の中の、①共通仮設費、②現場管理費、③一般管理費等の3つの共通費計算書が該当する。これらの文書はいずれも不開示事由に相当する情報はないため、全て開示することが相当である。

※ 裁判所庁舎の営繕工事に係る文書には、[REDACTED]

[REDACTED] の場所を推認させるような情報が記載されている場合がある

[REDACTED] この情報

は、裁判所の庁舎管理事務や警備事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当すると考えられるので、この情報が記載されている部分を不開示とする[REDACTED]

[REDACTED]。

また、庁舎の施錠に用いる[REDACTED] の仕様についても、公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条4号）及び庁舎管理事務や警備事務に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当する場合がある。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

(1) 上記2の(3), (4)については以下のとおり

「国が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより契約に係る事務に関し、国の財産上の利益を不当に害するおそれがある情報が記載さ

れており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号ロに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

(2) 上記※のような不開示情報がある場合については以下のとおり

「公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報並びに公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

19 【管財事務の手引】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所民事○○部が作成した「管財事務の手引」

2 対応方針

司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書が含まれると考えられる（委員会答申平成27年度（情）答申第3号等参照。）。

破産事件の担当部において作成された「管財事務の手引」は、同部の裁判官及び書記官が個々の管財事件処理の参考とするために、破産管財人の業務について、複数の裁判官等が申合せを行った結果などを記載した文書であり、裁判の適正を確保するための裁判事務に関する文書であって、司法行政事務に関して作成又は取得した司法行政文書には該当しない。もっとも、協議会等の資料として使用された場合など現に保有する司法行政文書中の一部として存在していることが判明した場合には、裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報の有無を検討するなど特段の考慮が必要である。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

「1の文書は、司法行政文書として作成又は取得していない。」（探索の結果、事務局や訟廷において司法行政目的での取得がなかった場合）

4 便宜供与としての情報提供

平成3年3月民事裁判資料第193号「破産事件執務資料」第169頁以下に①ア及び②アの文書、平成11年1月民事裁判資料第224号「倒産法制改正関係資料」151頁以下に①イ及び②イの文書がそれぞれ掲載され、いずれの民事裁判資料も刊行物として販売されている。

したがって、開示の対象となる司法行政文書からは除外されるが（法2条2項1号相当）（3頁総論編2参照）、①及び②について司法行政上の便宜供与として情報提供する対応も考えられる。

① 東京地方裁判所民事第20部作成

ア 「破産管財人となられた方へ」平成2年1月改訂版（付 破産管財人の税務の手引）

イ 「破産管財人となられた方へ」平成10年1月改訂版（付 破産管財人の税務の手引）

② 大阪地方裁判所第6民事部作成

ア 「破産管財人となる人のために」昭和56年4月改訂版

イ 「破産管財人となる人のために」平成9年6月改訂版

20 【民事調停委員名簿、家事調停委員名簿】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所管内の民事調停委員名簿（平成〇〇年〇月〇日現在）
- ・ ○○家庭裁判所管内の家事調停委員名簿（平成〇〇年〇月〇日現在）

2 対応方針

調停委員名簿は、調停委員ごとに各行に記載された調停委員の氏名やその他の当該調停委員に係る情報全体が、一体として法5条1号の個人識別情報に相当する。また、その情報の中には法5条6号の事務支障情報に相当する情報も含まれている。

もっとも、調停委員は非常勤の裁判所職員であるから、調停委員の氏名（ふりがなを含む。）や性別のほか、調停委員の社会的経験を表すような所属裁判所名、所管裁判所名、職種及び任命年月日の各欄記載の情報についても、国民に対する説明責任の観点から、原則として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に相当する情報であるので、開示する（氏名につき、11頁総論編6(2)ア参照）ことが相当である。

なお、任命上申名簿や調停委員候補者名簿等、調停委員として任命される前のものが開示対象文書に該当するときは、必ずしも上述の事情が当てはまらない（この段階では、非常勤の裁判所職員ではない。）ことから、特段の考慮が必要となる。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

以下のものは、個人識別情報（法5条1号）であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号イ）に相当することから開示する。

- ア 氏名
- イ 氏名ふりがな
- ウ 性別
- エ 所属裁判所名・所管裁判所名（コード）
- オ 職業等のうち職種 ※1
- カ 最終職歴のうち職種
- キ 役職のうちの次の役職

公益法人の理事、法人の取締役等又は公務員の役職で官報、独立行政法人
国立印刷局編職員録に記載のもの

ク 任命年月日

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下のものは、調停委員の氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）となり、同号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情もなく、(1)のとおり個人識別部分である氏名等が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）ができない（14頁総論編6の脚注10参照）。

- ア 職業等のうち具体的な勤務先及び所属団体名称の部分 ※1, ※2
- イ 最終職歴のうち具体的な勤務先及び所属団体名称の部分 ※1
- ウ 生年月日
- エ 住所
- オ 退職時裁判所等 ※3
- カ 資格 ※2
- キ 指定事件数 ※4

※1 具体的な勤務先等については、個人識別情報（法5条1号）に相当するのでマスキングをするのが相当であるが、抽象的な職種は、社会的経験を表すものであり「慣行により公にされることが予定されている情報」（法5条1号イ）に当たるので開示するのが相当である。

公務員の職種として具体的な官公署名が含まれている場合は、具体的な名称部分を除いて開示するのが相当である。

※2 例外として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士及び行政書士の各事務所名やその資格については、法律の規定に基づいて各職種団体に備え置かれた名簿の閲覧又は各職種団体への照会を行うことにより誰でも知り得るものであり、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に当たるので、開示するのが相当である。

※3 「退職時裁判所等」欄については、当該調停委員の具体的な職歴を明らかにするものであり、「慣行により公にされることが予定されている情報」（法5条1号イ）とはいえないから、マスキングをするのが相当である。

※4 指定事件数については、上記のとおり個人識別情報に相当するとともに、公にすることにより、適切な事件指定を行うことが困難になるおそれがあるので「事務支障情報」（法5条6号）にも当たるものとして不開示とするのが相当である。

同欄は、直近2年間の新任調停委員については空欄になっているが、記載の有無にかかわらずマスキングする。

(3) 不開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（生年月日、住所等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（指定事件数）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙23記載のとおり

2.1 【労働審判員名簿】

1 申出の内容の例

- ・ ○○地方裁判所に所属する労働審判員の名簿

2 対応方針

労働審判員名簿の場合、労働審判員ごとに各行に記載された労働審判員の氏名やその他の当該労働審判員に係る情報全体が、一体として法5条1号の個人識別情報に相当する。もっとも、労働審判員は非常勤の裁判所職員であるから、労働審判員の氏名（フリガナを含む。）や性別のほか、労働審判員の社会的経験を表すような勤務庁、職業等、公職の経験の有無、勤務先業種及び再任者の各欄記載の情報についても、国民に対する説明責任の観点から、原則として、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法5条1号イ）に相当する情報であるので、開示する（氏名につき、11頁総論編6(2)ア参照）ことが相当である。

3 マスキング方法

(1) 開示部分

以下のものは、個人識別情報（法5条1号）であるが、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号イ）に相当することから開示する。

- ア 勤務庁
- イ 氏名
- ウ フリガナ
- エ 性別
- オ 職業等
- カ 公職の経験の有無
- キ 勤務先業種
- ク 再任の有無

(2) 不開示部分及び不開示の理由

以下のものは、労働審判員の氏名と一体となって個人識別情報（法5条1号）となり、同号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情もなく、(1)のとおり個人識別部分である氏名等が開示されていることから、部分開示（取扱要綱記第3の2）ができるない（14頁総論編の脚注10参照）。

ただし、備考欄については、その記載事項に不開示情報が含まれている場合

に、対応する不開示事由を理由としてマスキングを行う。

- ア 番号
- イ 生年月日
- ウ 住所
- エ 勤務形態
- オ 勤務先名称
- カ 連絡先（電話番号、FAX番号、e-mail）
- キ 所属上部団体
- ク 勤務先の規模
- ケ 「使用者側のみ記入」欄（記入のある場合）
- コ 「労働者側のみ記入」欄（記入のある場合）
- サ 研修等履修状況
- シ 備考欄（不開示情報の記載がある場合）

(3) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（番号、生年月日等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例

別紙2 4 記載のとおり

なお、開示部分のうち、(8)職業等欄、(12)公職の経験の有無欄、(13)勤務先業種欄及び(21)再任者欄の記載内容を説明するため、「労働審判員名簿の「(8)職業等」欄、「(12)公職の経験の有無」欄、「(13)勤務先業種」欄及び「(21)再任者」欄の記載内容説明書」（別紙2 5）を添付する。

2.2 【裁判員候補者選定録】

1 申出の内容の例

- 平成〇〇年〇月〇日から〇日まで、〇〇地裁で行われた〇〇事件の裁判員裁判について、裁判員候補者の選定人数が分かる文書

2 対応方針

裁判員候補者選定録は、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則第16条により、府として裁判所が作成する司法行政文書であり、個別の裁判員裁判事件において呼び出すべき裁判員候補者を選定した結果を記録化しているものである。裁判員候補者選定録に記載される情報は、被告人等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（個人識別情報）である。また、被選定者名簿は、裁判員候補者ごとに各行に記載された情報全体が、一体として個人識別情報に当たる。

方針としては、裁判員候補者選定録については、氏名等と一体となる個人識別情報の範囲を特定した上、法5条1号ただし書イ、ロ、ハにより開示すべき部分を検討し、さらに氏名等の個人識別部分が開示されていない場合には部分開示（取扱要綱記第3の2）の適否を検討する。一方、被選定者名簿は、上記のとおり裁判員候補者ごとに各行全体が個人識別情報となり、法5条1号ただし書イ、ロ、ハに相当する事情はなく、その情報が個人識別部分に当たるため、部分開示はできないと考えられる。

3 マスキング方法

(1) 不開示部分及び不開示の理由

- ア 被告人氏名…個人識別情報（法5条1号）
- イ 裁判所職員の印影…個人識別情報（法5条1号）
- ウ 裁判員候補者ID、氏名、生年月日及び住所…個人識別情報（法5条1号）

※ 被告事件名は、公表慣行のある情報（法5条1号イ）として開示するが、特殊な被告事件名は、それを公にすることによって被告人名が推知されることもあるから、そのような被告事件名については不開示とすることも考えられる。

(2) 開示通知書「開示しないこととした部分とその理由」の記載例

「個人識別情報（氏名及び裁判所職員の印影等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当するこ

とから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。」

4 マスキング例 別紙26記載のとおり

2.3【逮捕状請求書（謄本を含む）、逮捕状（不執行により返還されたものを含む）、通信傍受令状、勾留質問調書（求令状によるもの）、保釈請求書、保釈求意見書、保釈意見書、保釈決定書】

※ いずれも裁判事務に関する文書であるため、文書開示手続の対象とならない。

1 申出の内容の例

- ① 平成〇〇年〇月から同年△月までの間に発付された逮捕状全て
- ② 〇月〇日に申出人を逮捕した事件に関する〇〇警察署が作成した逮捕状請求書及びその付属文書全て並びに〇〇裁判所が発行した逮捕状及びその付属文書全て
- ③ 「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第5条に規定されている傍受令状のうち、申出人宛てで発付した傍受令状
- ④ 〇月〇日に、〇〇裁判所で行われた勾留手続において、裁判官〇〇が申出人から勾留される事に対して聞いた陳述を書記官が記録した調書
- ⑤ 〇〇容疑者の保釈の決定と決定にいたる過程の文書類

2 対応方針

いずれも裁判事務に関する文書であり、司法行政文書に該当しないことから、文書開示手続の対象とはならず、開示しないこととなる。

司法行政文書不開示通知書の「開示しないこととした理由」の記載については、開示申出人が開示を求めた文書は裁判事務に関する文書であること、裁判事務に関する文書は文書開示手続の対象とならないことを記載する必要がある。

なお、上記1申出の内容の例②～⑤のように特定の個人に関する令状等についての開示申出の場合、当該文書の存在が判明すると、捜査の密行性を損なわせたり、プライバシーの侵害となる場合がある。したがって、不開示通知書の「開示しないこととした理由」中に「仮に存在するとしても」の文言を付け加える必要がある（25頁総論編9(2)カ参照）。

3 不開示通知書「開示しないこととした理由」の記載例

- (1) 上記1申出の内容の例①の場合（24頁総論編9(2)イ参照）

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

- (2) 上記1申出の内容の例②～⑤の場合（25頁総論編9(2)カ参照）

「司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」

24 【規則、規程、通達等】

対応方針

裁判所が保有する規程、通達、通知、事務連絡等は、文書開示手続の対象となる。「規則集等データベースⅡ」等のJ・NETポータル内のコンテンツに掲載されている規程等（※1）についても、文書開示手続の対象となる。

他方、申出日現在で通用している最高裁判所規則が開示対象文書になると考えられる場合もあるが、最高裁判所規則は官報により公布されることによって広く周知が図られている上、その条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手可能であることから、取扱要綱による司法行政文書開示手続の対象とする必要はないものであり、取扱要綱記第1にいう「司法行政文書」に該当しないため、不開示となる（委員会答申平成28年度（最情）答申第39号参照）（※2）。

なお、開示対象となる通知等の中には、第三者に関する情報が記録されている場合（例えば、通知や回答等に第三者が作成した文書が添付されている場合）もあり、当該情報が不開示情報に該当するか否か疑義があるときには、当該第三者に対し、開示についての意見を求める必要がある（27頁総論編10参照）ことに留意する。

※1 J・NETポータルから印刷した規程等に表示される「添付ファイル」の表示のマスキングについて

J・NETポータルの「規則集等データベースⅡ」に登録されている規程等が開示対象文書となった場合、一部の規程等には規程末尾に「添付ファイル」等の表示が入った状態で印刷されてしまうものがあり、そのような場合は、「添付ファイル」等の表示部分をホワイトマスクした上で開示を実施する（本処理をしたことをもって開示に代わる情報の提供とはしない。）。

※2 この場合の不開示の理由は、「申出に係る文書として、〇〇規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。」となる。